

令和4年 第5回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和4年4月11日（月）午前9時33分～
2. 場 所	金浦保健センター 健康指導室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（12名）	1番 佐々木純子    2番 加藤朋光    3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志    5番 齋藤一成    6番 巴 朋之 7番 須藤孝子    8番 須田 久    9番 佐藤久美子 10番 森 孝良    11番 遠藤 豊    12番 小林 豊
5. 欠席した委員（0名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	3番 佐々木鋼記    4番 須田貴志
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英    副主幹班長 村上裕子 主任 館岡里海
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第 6号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【3件】
議案第13号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【2件】
議案第14号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【5件】

議案第15号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
について . . .【68件】

議案第16号

特定農地の貸付けの承認について . . .【1件】

◆事務局長

総会開会前に、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づく、にかほ市農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を執り行います。

委嘱状の交付はお一人ずつ行いますので、名前を読み上げられた方は、その場でご起立の上、にかほ市農業委員会会長より委嘱状の交付を受けて下さい。

1. 須田 淳           さま
2. 須藤 長之助       さま
3. 斎藤 正志        さま
4. 佐藤 直人        さま
5. 佐々木 雄一      さま
6. 阿部 正幸        さま
7. 安倍 俊幸        さま
8. 佐藤 敏彦        さま
9. 伊藤 盛雄        さま
10. 渡辺 優          さま

◆事務局長

ただ今より、令和4年第5回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時33分)

◇議長

おはようございます。

4月のお忙しい中、全員ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにはこれから3年間、農地に関する業務を担っていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

にかほ市の農地の状況につきましては非常に厳しい状況でございますが、法人の新規設立や新規就農者の誕生など喜ばしい面もありますので皆さんのお力添えでこの流れを進めていただきたいと思います。

改めて申し上げますが、にかほ市の農業関係全般にわたって

皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移りますが、その前に議案番号の訂正をお願いいたします。議案番号第11号を第13号に、第12号を第14号に、第13号を第15号に、第14号を第16号に訂正願います。

それではこれより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく願います。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日の欠席委員はございません。出席委員は12名で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

3番 佐々木鋼記委員、4番 須田貴志委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

例年、3月に「人・農地プラン」の検討会が開催されておりますが、今年度もコロナ対策の為、書面による議決権行使の方法に変更となっております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の5ページをお開きください。

報告第6号-1は、新たに賃借権を設定するため合意解約するものであります。なお、新たな賃借権の設定として、議案第15号-23へ上程されています。

報告第6号-2は、貸渡人が所有権を移転するため合意解約するものであります。なお、その所有権移転につきましては議案第14号-2へ上程されています。

報告第6号-3は、新たに賃借権を設定するため合意解約するものであります。なお、新たな賃借権の設定として、議案第15号-35へ上程されております。

◇議長

報告第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第6号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第13号 農地法第3条の規定による使用賃借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長

議案書6ページをお開きください。議案第13号-1、第13号-2、ともに新たに使用賃借権を設定するものです。どちらも前の借受人が規模縮小のため、期間満了で返還した農地を地域内の調整により、第13号-1は5年間、第13号-2は1年間、無償で貸借するものであります。借受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

◇議長

議案第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第13号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書の7ページ、8ページをお開きください。

議案第14号-1は、譲渡人が相続により当該農地を取得したものの、県外在住で耕作できないことから、市内在住の親族へ贈与するものであります。

議案第14号-2は、報告第6号-2に係る農地です。第14号-2、第14号-3は、どちらも譲受人の経営規模拡大の要請を受けて、売買により所有権移転するものであり、金額は、第14号-2が全部で■■■■円、第14号-3は全部で■■■■円です。

議案第14号-4は、自己破産による債務整理のため農地を売買するものであります。譲受人の耕作する農地に隣接していることから、破産管財人と譲受人の間で■■■■円で合意したものであります。

議案第14号-5は、相続人不存在の農地として売買するものでありまして、金額は全部で■■■■円です。なお、譲受人は農地所有適格法人の構成員であり、所有権移転登記完了後、法人と利用権の設定をする予定です。

議案第14号-1から5については、譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第14号について説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第14号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定します。

◇議長

次に、議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について上程します。はじめに議案15号の1から23について事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書の10ページからです。市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権の設定の計画が合わせて66件でありまして、利用権設定の総面積は314,376㎡です。また、所有権移転が2件、面積は5,099㎡となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

それでは、議案第15号-1から23までを説明いたします。

◆事務局長

議案第15号-1から4は、1が使用貸借権の新設、2が賃借権の新設、3と4は渡人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-5から7は受人が同一であり、5と6は賃借権の再設定、7は使用貸借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-8から13は受人が同一であり、全て賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-14から22は受人が同一であり、14から17は賃借権の再設定、18から22は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-23は、報告第6号-1に係る農地で、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-1から23までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-1から23については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

続けて、議案第15号-24から44について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第15号-24から44までを説明いたします。

議案第15号-24から26は、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-27から30は、27と28、29と30の受人が同一であり、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-31から33は、31と33が賃借権の新設、32が賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-34と35は、それぞれ賃借権の新設であります。受人はどちらも「認定新規就農者」で34はネギ、35は花きを栽培しております。なお、35は報告第6号-3に係る農地です。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-36から40は、36と37、38と39の受人が同一であり、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第15号-41から44は、41が使用賃借権の再設定、42と43は受人が同一であり、賃借権の再設定、44は賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-24から44までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-24から44については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第15号-45、飛びまして第15号-53から64については、4番 須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員退席〉

(午前9時51分)

◇議長

議案第15号-45及び第15号-53から64について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第15号-45及び第15号53から64は、全て受人が同一であり、賃借権の新設であります。なお、53から64は農地中間管理事業を利用するものであります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-45及び第15号-53から64の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、15号-45及び53から64については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。



4 番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈4 番 須田貴志委員着席〉

(午前 9 時 5 3 分)

◇議長

続けて、議案第 1 5 号 - 4 6 から 5 2、飛びまして第 1 5 号 - 6 5 について事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第 1 5 号 - 4 6 から 5 2、及び第 1 5 号 - 6 5 についてご説明いたします。

議案第 1 5 号 - 4 6 から 5 2 及び 6 5 は受人が同一であり、4 6 から 5 0 及び 6 5 は賃借権の新設、5 1 と 5 2 は賃借権の再設定であります。なお、6 5 は農地中間管理事業を利用するものであります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 1 5 号 - 4 6 から 5 2、及び第 1 5 号 - 6 5 についての説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、1 5 号 - 4 6 から 5 2、及び 6 5 については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第 1 5 号 - 6 6 については、9 番 佐藤久美子委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条及びにかほ市農業委員会会議規則第 1 8 条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈9 番 佐藤久美子委員退席〉

(午前 9 時 5 6 分)

◇議長

議案第 1 5 号 - 6 6 について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第 1 5 号 - 6 6 は、農地中間管理事業を利用した賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に

記載のとおりであります。

◇議長

議案第15号-66の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-66については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

9番 佐藤久美子委員の入室を許可します。

〈9番 佐藤久美子委員着席〉 (午前9時58分)

◇議長

続けて、議案第15号-67と68について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第15号-67、68は秋田県農業公社を通しての売買並びに所有権移転であります。売買価格は、67が全部で■■■■円、68が全部で■■■■円となっております。

◇議長

議案第15号-67と68の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号-67、68については原案どおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第16号 特定農地の貸付けの承認について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

43ページ、44ページをお開きください。

議案第16号 特定農地の貸付けの承認につきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付けでありまして、市から毎年更新申請されています。

農地の貸し借りについては通常、農業委員会の許可が必要となりますが、趣味的な利用を目的とした、いわゆる「市民菜園」としての農地の貸付けについては農地法の許可を不要とする特例であります。

◇議長

議案第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第16号については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時2分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和4年4月11日

議事録署名委員

総会議長            会 長  
\_\_\_\_\_

委      員            3   番  
\_\_\_\_\_

委      員            4   番  
\_\_\_\_\_